

事業費の内訳	02年度事業費 実績（千円）			03年度事業費 予算（千円）		
			合 計	0		合 計

事務事業名	次世代育成支援行動計画進行管理事業	事務事業No.	10101000444	所属課	児童福祉課
(4) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？					
平成15年に7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整備するために、行動計画の策定が義務付けられ「桜川市次世代育成支援行動計画」に基づく次世代育成支援対策が開始された。平成27年に策定された「第2次桜川市次世代育成支援行動計画前期計画」の見直しを行い、令和2年3月に、「第2次桜川市次世代育成支援行動計画後期計画」を策定した。令和2年度からの5ヶ年を計画期間とし施策を推進する。					
(5) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？					
特になし					

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評 価 項 目	
現状維持	①政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？)
	結びついている 本計画は、子育て支援に関する今後の取り組みを示すものである。
	②公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？) (法定受託事業はその名称)
	妥当である 国の「次世代育成支援対策推進法」制定にともない、この法と少子化の状況を踏まえ、市として作成すべきである。
有効性	③成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？)
	向上余地がない 毎年度協議会により進捗を管理しており、市民に公表している。
	④廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？)
	影響有 子どもを生み育てやすい環境づくりが出来なくなり、少子化が益々進行してしまう恐れがある。
効率性	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性はありますか？(市以外の取り組みも含む))
	(他に手段がある場合) ⇨ 具体的な手段、事務事業名 余地がない この計画が、国の定める「次世代育成支援対策推進法」に基づくものであるため。
	⑥事業費・人件費の削減余地 (成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？)
	削減余地がない 5年に1度計画の見直し・計画書の作成は義務付けられているため、事業費削減の余地はない。
公平性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？)
	公正・公平である 事業内容は、子育てに関わる社会一般で公平・公正である。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括(振り返り、反省点)	
①目的妥当性 ■ 適切 □ 見直し余地あり ②有効性 ■ 適切 □ 見直し余地あり ③効率性 ■ 適切 □ 見直し余地あり ④公平性 ■ 適切 □ 見直し余地あり	⇨	令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により、書面開催としたが、各委員より貴重な意見をいただくことができた。 平成26年4月に「次世代育成支援対策推進法」が、平成27年から10年間の期間延長が決定されたのに伴い、事務事業を10年間延長する。第2次桜川市次世代育成支援行動計画【平成27年度～36年度】	
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)	
□ 終了 ■ 継続 □ 改革改善を行う □ 現状維持 □ 廃止 □ 休止 □ 改革改善を行う □ 現状維持 □ 目的の再設定 □ 有効性の改善 □ 統廃合ができる □ 効率性の改善 □ 公平性の改善 □ 連携ができる		コスト 削減 維持 増加 成果 向上 維持 低下	
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策		(6) 事務事業優先度評価結果	
		成果優先度評価結果 ②	

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合)
課長確認後の評価 A A：継続(現状維持) B：継続(改革改善を行う)	確認欄 C：終了、廃止、休止 D：2次評価へ提出